

A 2 生活援助型訪問サービス（基準緩和） サービスコード表

令和6年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1121	生活援助型訪問サービスⅠ	イ 1週当たりの標準的な 回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	823	1月につき
A2	2121	生活援助型訪問サービスⅠ・日割		日割の場合	27	1日につき
A2	1221	生活援助型訪問サービスⅡ		(2) 1週に2回程度の場合	1,644	1月につき
A2	2221	生活援助型訪問サービスⅡ・日割		日割の場合	54	1日につき
A2	1331	生活援助型訪問サービスⅢ		(3) 1週に2回を超える程度の場合	2,608	1月につき
A2	2331	生活援助型訪問サービスⅢ・日割		日割の場合	86	1日につき
A2	C221	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置 未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	-8	1月につき
A2	C230	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅰ日割		日割の場合	-1	1日につき
A2	C222	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ		(2) 1週に2回程度の場合	-16	1月につき
A2	C223	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅱ日割		日割の場合	-1	1日につき
A2	C224	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ		(3) 1週に2回を超える程度の場合	-26	1月につき
A2	C225	生活援助型訪問サービス高齢者虐待防止措置未実施減算Ⅲ日割		日割の場合	-1	1日につき
A2	6001	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅰ	事業所と同一建物の利用者等に サービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又は これ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき
A2	6003	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅱ		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算	
A2	6002	生活援助型訪問サービス同一建物減算Ⅲ		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算	
A2	8000	生活援助型訪問サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算	1月につき
A2	8001	生活援助型訪問サービス特別地域加算・日割			所定単位数の 15% 加算	1日につき
A2	8110	生活援助型訪問サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき
A2	8111	生活援助型訪問サービス中山間地域等加算・日割			所定単位数の 5% 加算	1日につき

【静岡県独自の運用】

生活援助型訪問サービスⅢ（週2回を超える程度の利用）は、要支援2の方のみ利用できます。（事業対象者及び要支援1の方は利用できません）